

2022年3月16日

各会・クラブ代表者
基金担当者みなさまへ

日本勤労者山岳連盟
労山山岳事故対策基金運営委員会
委員長 臼井邦徳

労山山岳事故対策基金規定改訂のお知らせ

さる2月19日～20日に行われた第35期定期総会において、標題に関して、下記のとおり可決されました。

については、貴団体の労山基金加入者および会員みなさまに、改定内容について周知していただきますようよろしくお願いいたします。

なお、改訂内容は4月1日から実施することとなりましたのでお知らせします。

今後とも労山基金に対してご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

今回の改定では大きく分けて次の6項目の改訂を行いました。詳細は、別添の基金改訂文を参照してください。

1. 救助捜索交付の増額改訂

本制度をさらに魅力あるものにし、他の制度との差別化を図るため交付倍率を、現行400倍から500倍に引き上げました。

2. 入通院日数の短縮改善

医療の高度化、医療機関の入院短縮などにより、従来と比較して入院日数が短縮されていることから「入通院日数を最短入院2日、通院1日」としました。

一方で、入院210日通院50日の最大日数を据え置くのは、会員の高齢化に伴い入通院が長引く傾向にあり、受傷後のリハビリテーションが手厚くなっているためです。

3. 海外登山トレッキング山行以外の具体的な規定および交付対象者の明確化

細則2 山行規定4で、「5,000メートル以上の高所登山およびすべてのバリエーション登山等^(注)については、労山基金加入から1年以上経過した会員に対して交付する」と具体的に記述をしました。 ^(注)「バリエーション登山等」とは、ピッケル・アイゼン・ロープ

等の登山道具を利用しての登山をいう。

4. 文章表現の明瞭化と簡潔化

①略称の明確化など

規定第1条で、制度の略称を「**労山基金**」と明確にし、事務運用の簡略化を図りました。

細則7の「不動産等の管理」では、「**一般財団法人山岳基金**」を設置し、管理すると改訂しました。

②文章表現の明瞭化・具体化

細則9、「**救援者費用**」の遭難者の安否確認や身柄保護で、当該団体が現地に要員派遣する必要がある場合、交通費の実費について10万円を限度として支給する細則のただし書きが不明瞭との意見が寄せられ、「**救助捜索費用を申請する場合は、この者が救助捜索に加わった場合交付する**」と具体化しました。

細則3交付の特典の表現も、よりわかりやすく記述しました。

5. 無事故報奨金制度廃止

無事故報奨金制度は2014年4月1日から実施されてきたが、これまでの全国会議で、「公平な評価ではない」などと指摘がされてきた。委員会として制度の廃止を提案し、アンケート実施し、廃止に賛成する意見が多く、本年3月末をもって廃止しました。

6. 本規定の改正および施行日

2022年2月20日総会で改正、会員への周知期間を設け2022年4月1日施行としました。

以上

問い合わせ先：日本勤労者山岳連盟事務局（平日10：00～18：00）まで
フリーダイヤル0120-44-2742 Eメール：kikin@jwaf.jp